兵庫県飼養衛生管理指導等計画

令和 6 年 4 月 1 日 兵 庫 県 公 表

はじめに

本計画は、家畜伝染病予防法(以下、「法」という。)第12条の3の4に規定する飼養衛生管理指導等計画(以下、「指導計画」という。)を定めるものである。本計画の期間は、令和6年度から令和8年度とする。

第1章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

1 兵庫県の畜産業及び家畜衛生の現状

飼育戸数は肉用牛、乳用牛、肉用鶏で減少傾向にある。飼育頭羽数は乳用牛で減少傾向にある。一方、1戸あたりの飼養頭羽数は肉用牛、乳用牛、豚、採卵鶏で増加傾向にある。

家畜衛生については、県下3か所にある家畜保健衛生所が核となり、農協等畜産関係団体 や農業改良普及センター等の県機関、市町等が連携し、農場への指導を実施している。

家畜飼育戸数及び頭羽数

<単位:戸、頭、万羽 ()内は前年比(%)>

区分	肉用牛	乳用牛	豚	採卵鶏	肉用鶏
戸 数	1, 090	216	19	43	42
	(95. 6)	(93. 1)	(100. 0)	(104. 9)	(84. 0)
全国順位	10	12	32	13	10
頭羽数	50, 500	12, 400	20, 600	547	222
	(103. 9)	(96. 1)	(113. 2)	(111. 1)	(104. 9)
全国順位	10	16	38	7	13
頭羽数/戸	46. 3	57. 4	1084. 2	12. 7	5. 2
	(108. 7)	(103. 2)	(113. 2)	(106. 0)	(124. 9)

^{* 「}畜産統計(令和5年2月1日現在)」(農林)k産省)

2 家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

(1) 概要

家畜伝染病については、家畜保健衛生所が法第5条及び6条に基づき、発生予防を目的 とした検査や予防注射を実施するとともに、必要に応じて法第51条に基づく立入検査等 を実施している。

特定家畜伝染病の発生では、高病原性鳥インフルエンザについては、国内では令和2年 度以降、毎年度流行が見られている。本県においては、令和2~4年度において毎年、採 卵鶏で高病原性鳥インフルエンザが発生した。

豚熱については、平成30年9月に26年ぶりに国内で発生して以降、全国各地で発生が 見られている。本県では、令和5年度に県内34年ぶりとなる豚熱が発生した。

その他の家畜伝染病では、牛のヨーネ病が令和4年度に2頭、山羊のヨーネ病が令和4年度に1頭など、散発的に発生が見られている。

^{*} 探順は1,000 羽以上の経営、肉用鶏は年間出荷羽数3,000 羽以上の経営

届出伝染病では、牛伝染性リンパ腫がと畜場発見を中心に、毎年 100 頭以上の発生がある。それ以外の届出伝染病の発生は少ない。

県内の野生動物をめぐっては、令和3年3月に県内で初めて野生いのししでの豚熱感染が確認された。野鳥においては、令和4年度に、神戸市のハシブトガラスで H5 亜型が確認された。飼養鳥では、令和5年度にモモアカノスリで H5 亜型が確認されており、高病原性鳥インフルエンザの農場への侵入リスクは高い状況が続いている。

さらに、海外では口蹄疫やアフリカ豚熱などが続発しており、海外からの荷物や海外からの旅行者、海外渡航者等による病原体の持ち込みなどに警戒しなければならない。

(2) 家畜の種類ごとの家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

家畜の種類	家畜の伝染性疾病の発生状況	家畜衛生上の課題
4	・ヨーネ病については、県外での飼養	・乳用牛は県外預託や乳用後継牛の県外導入が
	歴がある牛等において散発的に発生	広く行われていることから、県外からの病原
	・牛伝染性リンパ腫については、毎年	体の持ち込みを防ぐこと
	100 頭以上の発生がある	・牛伝染性リンパ腫については、地域一体のと
	・牛ウイルス性下痢については、乳用	なった対策(取組み)が必要であり、農協等
	牛での発生が散発的に確認されてい	畜産関係団体の協力と牛農家の理解が必要
	る	・牛ウイルス性下痢については、適切なワクチ
		ン接種やPI牛の摘発と早期淘汰が必要
		・口蹄疫、ランピースキン病などは、国内発生
		はないが、近隣国の発生を踏まえながら、飼
		養衛生管理基準の遵守による継続した対策が
		必要
めん羊、山羊	・山羊のヨーネ病	・外部導入山羊による病原体の持ち込みの防止
		に関する指導が必要
豚	・県内 34 年ぶりの豚熱の発生	・豚熱については、飼養衛生管理基準の遵守徹
	(R5. 7)	底とあわせ、ワクチン接種や野生いのししへ
		の経口ワクチン投与が必要
		・アフリカ豚熱については、国内発生はない
		が、近隣国の発生状況を踏まえながら、飼養
		衛生管理基準の遵守による継続した対策が必
		要
<u> </u>		
家きん	・サルモネラ症	・高病原性鳥インフルエンザについては、国内
	・高病原性鳥インフルエンザの発生	外の発生状況を踏まえながら、飼養衛生管理
	(R2. 11、R3. 11、R4. 11)	基準の遵守による継続した対策が必要
馬	・発生はない	

(3) 各主体における課題

近年、本県の畜産経営体は、高齢化や後継者不足による小規模経営を中心にした廃業が 進む一方、法人経営を中心に規模拡大が進んでいる。

小規模経営では、飼料や資材価格が高騰し、限られた労働力を衛生管理に注ぎにくくなった等の理由から、飼養衛生管理基準の遵守が不十分である事例が散見されるため、経営体ごとに丁寧な指導が必要である。

大規模経営では、畜舎の大型化が進んでいるが、養鶏ではウインドウレス鶏舎において も高病原性鳥インフルエンザが発生するなど、病原体の侵入防止対策は万全でない。施設 のすみずみに至るまでのハード面並びにソフト面での対策が必要である。また、特定家畜 伝染病が発生したときの被害が大きいため、飼養衛生管理基準の確実な遵守と分割管理に 向けた検討が必要である。

家畜防疫員は指導力の向上に努め、家畜の所有者や飼養衛生管理者とコミュニケーションをとりながら指導を徹底していく必要がある。

家保は市町や県関係機関、関連事業者、生産者団体及び獣医師等と協力し、家畜の伝染 性疾病の発生予防及びまん延防止に向けたより強固な防疫体制を整備する必要がある。

引き続き、市町や関係団体は県が行う発生予防対策やまん延防止対策に協力するよう努める必要がある。

3 指導等の実施に関する基本的な方向

(1) 指導等に関する基本的な方向

飼養衛生管理基準は、全ての家畜の所有者が家畜の飼養に係る衛生管理において守るべき基準であり、ひとたび家畜の伝染性疾病が発生した場合には、近隣及び関連農場のみならず、畜産関連事業者を含めた地域全体の経済活動に影響が及ぶため、家畜の所有者及び飼養衛生管理者(以下、「家畜の所有者等」という。)は、自ら法第2条の2の責務を踏まえ、徹底遵守する必要がある。また、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の取組は、家畜の所有者等、国、都道府県、市町、関連事業者、生産者団体、獣医師等及びその他の関係者が連携して総合的に実施していくことが重要である。このため、地域個々の家畜衛生上の課題を的確に把握し、効率的かつ計画的に指導等を実施する。

① 家畜の所有者等への指導

ア 情報の周知

家畜保健衛生所は、家畜の所有者等に対し FAX、電話、電子メール、郵送の他、講習会の開催、立入時のリーフレットの配布、県ホームページへの掲載等により、家畜防疫に関する情報を随時、周知する。

イ 生産性を阻害する疾病の低減

家畜の所有者等は、県、市町村及び生産者団体からの助言により、呼吸器病や下痢症、乳房炎等、致死的な症状を示さないものの、出生率や増体率の低下、乳質や乳量の減少等の生産性を阻害する疾病に対する認識や理解の向上に努め、飼養衛生管理基

準の遵守を徹底するとともに、異状を呈する家畜を発見した場合は、家畜保健衛生所、 獣医師等に速やかに通報し、助言を自ら求め、原因を追及することが重要である。

ウ 動物用医薬品の適正な流通・使用

- (7) 抗菌剤の不適切な使用によって発生・増加する薬剤耐性菌は、畜産分野において 家畜の治療を困難とするほか、食品を介して人へと伝播し、人の感染症の治療も困 難とするおそれがあり、近年、国際的に、更なる対策の強化が求められている。県 は、このような情勢を十分に認識し、抗菌剤の不適切な使用による薬剤耐性菌の出 現を防ぐため、販売業者、獣医師、家畜の所有者等の抗菌剤の慎重使用に関する認 識の向上を図り、抗菌剤を含む動物用医薬品の適正な流通・使用が図られるよう監 視及び指導を徹底する。
- (イ) 獣医師及び家畜の所有者等は、関係法令に従い適切に動物用医薬品を使用することが必要である。特に抗菌剤を使用する際には、適切な病性の把握と疾病の診断に基づき、薬剤感受性を把握した上で第一次選択薬から使用することが薬剤耐性対策の観点から重要である。また、抗菌剤を含む要指示医薬品について、獣医師が指示書を発行し家畜の所有者等に使用を指示する場合にあっては、家畜保健衛生所は、獣医師の指示に従い要指示医薬品を使用するよう家畜の所有者等へ指導を徹底する。

エ 野生動物への対策強化

- (ア) 県は市町及び猟友会等の関係団体、地域の関係者と協力し、野生動物の捕獲や、 清浄性又は浸潤状況を確認するための野生動物の検査のほか、食品残さ等を介した 野生動物への感染を防止するためのゴミ箱や看板の設置等の適切な対策を総合的に 推進する。
- (イ) 家畜の所有者等は、野生動物が隠れる場所をなくすよう、衛生管理区域周囲の除草その他の必要な措置を講ずるとともに、衛生管理区域並びに畜舎、飼料倉庫及び堆肥舎等の関連施設に野生動物が侵入しないよう、防護柵、防鳥ネットの設置等、家畜の飼養農場が置かれた状況を踏まえた効果的な対策を講ずる。

家きん飼養者においては、地域の自治会等との協力などにより冬期間のため池の 水抜きや防鳥糸の設置など野鳥対策を検討する。

② 市町・生産者団体等との協働体制

家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の取り組みは、県と市町・生産者団体等の関係者が連携して、総合的に実施していく必要があることから、県は地域連絡協議会での情報共有や発生時の作業体系の確認を行うとともに、必要な知識、技術の習得・向上に関する研修や訓練を平常時から実施し、相互連携強化を図る。

(2) 指導等の実施に関する基本的な方向

① 県は、指導計画を定め、原則として3年ごとに見直しを行う。指導計画の規定事項の うち、特に「重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項」については、家畜 の種類ごとに当該事項を明らかにするとともに、それぞれ指導等に必要な期間及びその 理由を明らかにする。また、原則として3年間の計画期間中に県内の全農場に対し必要 な指導等が完了するよう、地域ごとの家畜の飼養農場数、家畜の飼養状況、及び指導等 の進捗状況等を踏まえ、毎年度、優先的に指導すべき家畜の種類及び地域、並びに重点 的に指導等を行うべき飼養衛生管理基準の事項及びその理由(以下、「優先事項等」という。)を定め、地域の関係者の連携した防疫活動の実施等に資するため、別途その内容を公表する。また、指導計画の策定及び見直しに当たっては、指導計画の実施に係る年度ごとのスケジュール(以下、「年間指導スケジュール」という。)を3年分作成し、以降、毎年度、必要に応じて見直しを行う。なお、指導計画の見直しに当たっては、地域連絡協議会等を活用し大規模農場及び生産者団体の意見も踏まえた実効的な内容となるよう努める。

- ② 家畜保健衛生所は、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のためには、飼養に係る衛生管理や家畜伝染病の早期発見及び早期通報が不可欠であること、また、法第2条の2において「家畜の所有者は、その飼養している家畜につき家畜の伝染性疾病の発生を予防し、当該家畜に起因する家畜の伝染性疾病のまん延を防止することについて第一義的責任を有している」と規定されている。このことを踏まえ、家畜の所有者により選任され、家畜と毎日接する飼養衛生管理者が、飼養に係る衛生管理について、農場ごとに作成する衛生管理マニュアルも考慮した上、少なくとも年1回以上、自己点検を行い、その結果を家畜の所有者と共有するよう指導等を行う。
- ③ まん延防止の観点から特定家畜伝染病発生時の農場ごとの防疫措置計画作成にあたって、家畜保健衛生所は、家畜所有者等に対し作成への協力を求めるとともに、家畜の所有者等が自ら埋却地の確保を進め、特定家畜伝染病発生時には防疫措置に積極的に協力するよう指導等を行う。
- ④ 家畜保健衛生所は、毎年、家畜の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況について、国が別途示す様式を使用し、確認を行う。その際、飼養衛生管理者が法第12条の4による定期の報告として行う自己点検の結果も併せて確認する。この結果、飼養衛生管理基準の遵守状況が著しく不十分である場合等、衛生管理の改善が必要と考えられる場合には、法第12条の5及び第12条の6に基づく指導及び助言並びに勧告及び命令等を実施する。また、自己点検の方法等についても、必要な指導等を行うこととし、特に、①全ての豚又はいのししの家畜の飼養者等に対し、3か月に一度、飼養衛生管理基準(重要項目)遵守状況に関する自己点検を行うことを、②家きんの飼養者等に対し、毎年9月から飼養衛生管理基準(重要項目)の遵守状況に関する自己点検を開始し、不遵守がなくなるまで毎月当該点検を繰り返し行うことを指導する。
- ⑤ ④の確認は、家畜防疫員の立入により行うことが望ましいが、従前の遵守状況や指導等の経過等を考慮し、家畜防疫員の指導等が必要ないと考えられる場合は、電話、写真、動画等又は市町、関連事業者、生産者団体若しくは獣医師等の農場立入時の情報に基づき実施できるものとする。ただし、計画期間中、全ての農場に少なくとも1回は、家畜防疫員が立入を行う。
- ⑥ 家畜保健衛生所は、指導計画及び①により公表した優先事項等に則して、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認及び指導等を計画的に実施するように努める。なお、④及び⑤の結果、家畜の伝染性疾病の発生状況又は、新たに優先的に指導等を行うべき家畜の種類、地域若しくは項目等が判明した場合、県は優先事項等を変更することができる。
- ⑦ 家畜保健衛生所は防疫演習等を実施し、県機関、市町、畜産関係団体及び家畜の所有 者等に対し、より具体的な防疫対応を提示するとともに、課題を抽出し、より効率的な

防疫計画への更新を実施する。

第2章 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向を把握するために必要な情報の収集に関する事項

1 実施方針

県は、家畜伝染病予防事業における全国的サーベイランス並びに県が監視伝染病の発生状況を把握するための地域的サーベイランスを以下の表のとおり実施する。

【全国的サーベイランス】

家畜の	+1 <i>6</i> 3.45.45.45			<u> </u>	実施方法	
種類	対象疾病名	目的	地域	期間	検査対象	方法
牛	ヨーネ病	動向確認	全域	4~6月	搾乳牛	臨床検査
						精密検査
4	ブルセラ症	清浄性維持	全域	通年	繁殖牛・輸入	臨床検査
					4	精密検査
牛	アカバネ病等	動向確認	全域	6~11月	育成牛	臨床検査
						精密検査
牛	伝達性海綿状脳症	動向確認	全域	通年	特定症状牛、	臨床検査
					特定症状以外	精密検査
					の BSE が否定	
					できない症状	
					を呈する牛	
めん羊	伝達性海綿状脳症	動向確認	全域	通年	死亡	臨床検査
山羊					(18 ヶ月齢以上)	精密検査
豚	オーエスキー病、	清浄性維持	全域	通年	豚、いのしし	臨床検査・
いのしし	豚熱、アフリカ豚熱					精密検査
家きん	高病原性 • 低病原性	動向確認	全域	通年	家きん	臨床検査
	鳥インフルエンザ					精密検査

【地域的サーベイランス】

家畜の	対象疾病名	目的		5	実施方法	
種類	刈 家沃炳石	H 17	地域	期間	検査対象	方法
みつばち	腐そ病	動向確認	全域	通年	県外転飼蜂群	臨床検査
						精密検査

第3章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

1 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項

県は、飼養衛生管理基準のうち畜種ごとに重点的に指導等を実施する事項並びに各年度の 指導優先事項を定め、飼養農場の衛生管理の把握と指導にあたる。

(1) 重点的に指導等を実施すべき事項及び指導等の実施方針

家畜の種類	重点的に指導等を	指導等を実施する	実施の方法
	実施すべき事項	目安の地域、時期等	
牛、めん羊、山羊	家畜の所有者の責務の徹底	県内全域通年	主に農場立ち入り
	・飼養衛生管理マニュアル作成		(計画期間中1回
	及び従事者等への周知徹底		以上)
	・特定症状が確認された場合の		
	早期通報		
豚、いのしし	・家畜の所有者の責務の徹底	県内全域通年	主に農場立ち入り
	・飼養衛生管理マニュアル作成		(豚熱ワクチン接
	及び従事者等への周知徹底		種時等)
	・特定症状が確認された場合の		
	早期通報		
	・野生動物の侵入防止のための		
	防護柵等の設置、点検及び修繕		
家きん	- 家畜の所有者の責務の徹底	県内全域 通年	主に農場立ち入り
鶏、あひる、うずら、	・飼養衛生管理マニュアル作成		(年1回以上)
きじ、だちょう、	及び従事者等への周知徹底		
ほろほろ鳥及び七面鳥	・ 分割管理の検討		
	・野生動物の侵入防止のための		
	ネット等の設置、点検及び修		
	繕		
	・特定症状が確認された場合の		
	早期通報		
馬	・飼養衛生管理マニュアル作成	県内全域通年	主に農場立ち入り

(2) 各年度の優先事項等

① 令和6年度 優先事項等

家畜の種類	重点的に指導等を実施す	優先的に指導等を	理由	時期
	べき飼養衛生管理基準の	実施する地域		
	事項			
全畜種	・家畜の所有者の責務の	県内全域	・近隣国や国内で重大家	通年
(特に家きん)	徹底		畜伝染病の発生が確認さ	
	・飼養衛生管理マニュア		れるため	
	ル作成及び従事者等へ		・特に家きんについて	
	の周知徹底		は、全畜種の中で、直近	
	・野生動物の侵入防止の		における鳥インフルエン	
	ためのネット等の設		ザの国内発生が最も多い	
	置、点検及び修繕		ため最優先	
	・特定症状が確認された			
	場合の早期通報			
	・記録の作成及び保管			
	・衛生管理区域の出入口			
	における車両消毒			

② 令和7年度 優先事項等

家畜の種類	重点的に指導等を実施す	優先的に指導等を	理由	時期
	べき飼養衛生管理基準の	実施する地域		
	事項			
全畜種	・飼養衛生管理マニュア	県内全域	①に引き続き同項目を継	通年
	ル遵守状況確認		続して指導する必要があ	
	・野生動物の侵入防止の		るから	
	ためのネット等の設			
	置、点検及び修繕			
	・特定症状が確認された			
	場合の早期通報			

③ 令和8年度 優先事項等

家畜の種類	重点的に指導等を実施す	優先的に指導等を実	理由	時期
	べき飼養衛生管理基準の	施する地域		
	事項			
全畜種	・家畜の所有者の責務の	県内全域	②に引き続き同項目を継	通年
	徹底		続して指導する必要があ	
	飼養衛生管理マニュア		るから	
	ル作成及び従事者等へ			
	の周知徹底			
	・特定症状が確認された			
	場合の早期通報			

2 1以外で推奨すべき、飼養衛生管理上の事項

- (1) 県は、各主体が実施すべき以下の事項に留意して周知及び指導等を行う。
 - ① 飼養衛生管理基準が定められた家畜の種類ごとに、主要な伝染性疾病に関し、その病原体の伝播経路(感染方式)及び有効な消毒薬並びに感染した家畜の病態等について、 市町、関連事業者、生産者団体及び獣医師等と連携して周知を図る。
 - ② 家畜の伝染性疾病の発生等により、飼養衛生管理基準に規定する内容以外の飼養衛生 管理上の措置が必要となった場合には、家畜の所有者等に対し、その必要となった措置 を講ずるよう指導を行う。
 - ③ 重大家畜伝染病の発生に備えた農場毎防疫作業計画のブラッシュアップを進め、作業計画及び消毒薬等の防疫資材の備蓄の取組について、地域連絡協議会や家畜の所有者との情報共有を図る。特に、農場毎防疫作業計画の策定の指導等に当たっては、人員や資機材の供与など、監視伝染病の発生時に家畜の所有者が担う責任と役割を明確化する。
 - ④ 家畜の所有者から農場の分割管理の相談があった際には、当該相談に係る農場の飼養衛生管理状況を確認し、作業動線等を考慮した上で飼養衛生管理基準及び特定家畜伝染病防疫指針に鑑み、適切な分割管理がなされるために必要な指導を行う。
- (2) 家畜の所有者は、以下の事項に留意して飼養管理を行う。
 - ① メールアドレスの取得並びにインターネットの接続環境及び閲覧機器の確保を行い、 国及び本県から発信される家畜防疫に関する情報を適時把握できる環境の整備に努める。 なお、環境が整備されるまでの間は、FAX等による代用も可とする。また、日本語以外 を母国語とする者が従事している場合は、当該言語の資料作成等により円滑な情報共有 に努める。
 - ② 野生動物が家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されているものとして農林水産 大臣が指定する地域において講ずることが必要となる追加措置について、平常時から、 各農場で取るべき対応を想定し、訓練する。
 - ③ 家畜の所有者は、家畜死体の埋却地の確保を進める。県は、利用可能な土地に関する情報等の収集、市町及び生産者団体と連携した利用可能な公有地の選定、焼却施設又は

化製処理施設のリストアップ及び特定家畜伝染病発生時の利用の調整を行う。

- ④ 特定家畜伝染病発生時の影響の緩和を図るために必要と考える場合には、農場における衛生管理区域及び人・車両・物等の動線の見直しによる農場の分割管理を検討し、その具体的内容について県と相談の上、農場の分割管理に取り組む。
- ⑤ 家畜の所有者等は、メールアドレスの取得並びにインターネットの接続環境及び閲覧機器の確保を行い、国及び本県から発信される家畜防疫に関する情報を適時把握できる環境を整備に努める。なお、環境が整備されるまでの間は、FAX等による代用も可とする。また、日本語以外を母国語とする者が従事している場合は、当該言語の資料作成等により円滑な情報共有に努める。
- ⑥ 家畜の所有者等は、野生動物が家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されている ものとして農林水産大臣が指定する地域において講ずることが必要となる追加措置につ いて、平常時から、各農場で取るべき対応を想定し、訓練する。
- ⑦ 家畜の所有者は、家畜(家きん)の死体の埋却地の確保を進める。県は、利用可能な土地に関する情報等の収集、市町及び生産者団体と連携した利用可能な公有地の選定、 焼却施設又は化製処理施設のリストアップ及び発生時の利用の調整を行う。
- ⑧ 家畜の所有者は、特定家畜伝染病発生時の影響の緩和を図るために必要と考える場合には、農場における衛生管理区域及び人・車両・物等の同線の見直しによる農場の分割管理を検討し、その具体的内容について県と相談の上、農場の分割管理に取り組む。

第4章 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する事項

1 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針

- (1) 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止を地域レベルでより実効的に確保するためには、家畜の所有者又はその組織する団体が、各地域において自助・共助の考えの下に自衛防疫団体等を設置し、飼養衛生管理基準の内容や指導事項に関する情報共有、飼養衛生管理に係るマニュアルの策定、効果的な飼養衛生管理に関する研修の実施、先進的な畜産経営における衛生管理の取組状況の紹介、衛生対策設備の施工業者の案内、補助事業に関する情報の共有、防疫資材の共同購入・備蓄、一斉消毒の共同実施等の自主的措置に取り組むことが重要である。
- (2) 県は、国及び市町と相互に連携を図りながら、(1)の自主的措置に対して、国内外の 家畜の伝染性疾病の発生状況、最新の科学的知見や疫学情報等を踏まえ、飼養衛生管理 基準の遵守に当たり有益な技術的助言等を行うとともに、必要に応じて、研修会又は講 習会を開催する場合の専門家の派遣を行う。
- (3) また県は、市町、各地域の生産者団体、獣医師の組織する団体、共済団体、猟友会、 関連事業者等が相互に連携して、以下の内容を実施する。
 - ① 平常時における、家畜の所有者等に対する飼養衛生管理基準の内容等に関する研修会や説明会の開催、本県等が実施する防疫演習への協力、飼養衛生管理マニュアルの作成や自己点検等に関する技術的な助言等

② 家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾病の感染確認時における、 飼養衛生管理の状況の確認や野生動物における浸潤状況調査等、緊急の支援策の運営 など地域における家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に主体的に取り組むこ とを促すための協議会を設置

第5章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

- 1 都道府県の体制整備(家畜防疫員の確保及び育成)
 - (1) 法第53条第4項において、都道県知事は、法に規定する事務を処理するために必要となる員数の家畜防疫員を確保するよう努めることとされていることから、県はインターンシップの受け入れ等による農林水産分野の公務員獣医師の確保、公衆衛生分野の公務員獣医師や民間獣医師の家畜防疫員への任命及び退職再任用獣医師の活用等を通じ、家畜防疫員の確保に努める。
 - (2) 県は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門が開催する家 畜衛生講習会等において、飼養衛生管理の指導を行うにあたって最新の科学的知見や指導 技術を習得し、家畜防疫員の育成を図る。

2 飼養衛生管理者の選任、研修等

- (1) 飼養衛生管理者の選任に関する方針
 - ① 平常時から家畜と接している家畜の所有者や全ての従事者等が飼養衛生管理基準を遵守することが重要であり、飼養衛生管理者は、国及び県から提供される最新の家畜衛生に関する情報も活用し、衛生管理区域における飼養衛生管理の適正な実施を担保する中心的存在として、家畜の所有者によって選任されるものである。このため、県は、飼養衛生管理者(家畜の所有者が自ら飼養衛生管理者となる場合には、当該家畜の所有者が、衛生管理区域において実際に家畜と接する従事者等が飼養衛生管理を適正に実施しているかを確認及び指導できる者であるかを担保する観点から、以下の内容に留意する。
 - ア 家畜の所有者に対し、衛生管理区域ごとに、その衛生管理区域の管理経験や知識、 管理指導の能力が豊富な者を飼養衛生管理者として選任するよう指導等を行う(※)。 ※家畜の所有者自身が、実際に家畜に接する従事者等の管理が可能な衛生管理区域に ついて、飼養衛生管理者になることも可能であり、1つの衛生管理区域において、 複数の飼養衛生管理者を置くことも可能である。
 - イ 家畜の所有者に対し、衛生管理区域ごとに、それぞれ別の飼養衛生管理者を選任するよう指導等を行う。ただし、衛生管理区域が隣接している場合や、その経営形態の性質からいって、複数の衛生管理区域を一人で管理したとしても、飼養衛生管理基準や適切な防疫手法の共有をはじめとした業務の実施に支障がない場合には、この限りではない。なお、大規模所有者に対しては、畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置するよう指導等を行う。
 - ウ 衛生管理区域ごとの飼養衛生管理者の選任状況を毎年の定期報告により把握する。 この際、
 - (7) 飼養衛生管理者が選任されていない衛生管理区域が生じないよう、定期報告により、飼養衛生管理者を選任していない衛生管理区域があることが明らかになった場合には、期限を定めるなど、速やかに選任するよう指導を徹底する。
 - (イ) 定期報告により報告された飼養衛生管理者の住所が衛生管理区域から著しく遠方にある場合や、多数の衛生管理区域を通じて一人の飼養衛生管理者を選任している場合等、衛生管理区域において飼養衛生管理が適正に行われているかを確認及び

指導することが事実上困難と考えられる場合には、県は、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理者の選任状況を見直すよう指導等を行う。

(2) 飼養衛生管理者に対する研修・教育に関する方針

県は、家畜の所有者等に対し、その業務を行うために必要な知識・技術の習得・向上を 図ることができるよう、毎年1回以上、以下の事項に関する研修会等の開催や資料等の提 供により飼養衛生管理者に必要な知識や技術の習得・向上を図る

- ① 海外及び国内における家畜の伝染性疾病の発生の状況・動向
- ② 飼養衛生管理基準の内容及び同基準を遵守するための具体的な措置の内容
- ③ 飼養衛生管理者がその他の従事者に対し行う教育等の方法
- 4 本県の指導計画の内容
- ⑤ その他必要な知識・技術の習得・向上に資する事項

3 飼養衛生管理者に対する情報提供に関する方針

- (1) 県は、必要に応じて、飼養衛生管理者に対し、以下の情報を、電話、FAX、郵送、電子メール、又は立入時のリーフレット配布等により提供する。
 - ア 平常時には、国内外の家畜の伝染性疾病の発生状況、最新の科学的知見に関する事項、 家畜の所有者等に対する研修に関する事項、国又は県による飼養衛生管理に係る調査、 注意喚起又は指導に関する事項、家畜の伝染性疾病の発生状況の調査に関する事項等
 - イ 家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾病の感染確認時には、当該 疾病の発生状況に関する事項、法に基づく制限等に関する事項、国又は県による緊急の 飼養衛生管理に係る調査、注意喚起又は指導に関する事項等
- (2) 県は、言語によるコミュニケーションに配慮する必要がある外国人従業員向けの情報提供に配慮し、外国語による資料の作成・提供等を行うよう努める。また、技能実習生の受入団体等に対し、研修の実施、当該団体を通した情報提供等を働きかける。

4 その他指導等の実施体制に関する事項

(1) 年間指導スケジュール

牛(乳牛):5~6月,10~11月

牛 (肉用牛): 7~3月

豚:通年

鶏:7~2月

(2) 家畜の所有者が法第 12 条の6第2項の規定による命令に違反した場合は、刑事訴訟法 239 条第2項の規定に基づき告発する。

第6章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等実施に関し必要な事項

1 協議会等の活用と相互連携に関する方針

(1) 近畿ブロック等知事会構成2府8県では、平成22年4月に宮崎県で発生した口蹄疫の急速な感染拡大を踏まえ、府県を越えた広域的な対策を講じるため、同年6月に近畿農政局及び岡山県をオブザーバーとして「近畿ブロック等口蹄疫対策協議会」を開催し、広域での連携、協力体制を構築した。

同年 12 月には、鳥インフルエンザにも対応するため、同様の枠組みで「近畿ブロック 等高病原性鳥インフルエンザ協議会」を設置し、同協議会の事務局は、関西広域連合の広 域防災局(本県)が担うこととなった。

また、平成24年10月には口蹄疫対策における家畜防疫員の相互派遣と防疫資材の融通のルールを鳥インフルエンザ対策にも適用するため、「近畿ブロック等鳥インフルエンザ・口蹄疫等対策協議会」に改編した。

このような協議会における広域での連携・協力の枠組みを利用して、家畜伝染病の発生・まん延防止に対応することとする。

(2) 県では、県民局単位で地域連絡協議会を設置し、県民局の関係部局と関係市町等が管内で鳥インフルエンザや口蹄疫、豚熱等が発生した場合に備えて、迅速な初動防疫を行うための対応策や相互連携等の情報共有を図っている。

協議会等の種類		事務局	協議内容
近畿ブロック等	滋賀県、京都府、	関西広域連合	1 家畜防疫員の相互派遣と防疫資材の
鳥インフルエン	大阪府、兵庫県、	広域防災局	扇蛇通
ザ・口蹄疫等対	奈良県、和歌山県、	(兵庫県)	2 早期通報体制の確立
策協議会	徳島県、福井県、		3 農家情報の共有化
	三重県、鳥取県、		4 交通拠点における消毒対応
	岡山県*、近畿農政局*		5 風評被害対策
	※ オブザーバー		
神戸県民センタ	神戸県民センター、姫路	神戸農林振興事	1 重大家畜伝染病に関する情報交換
一特定家畜伝染	家畜保健衛生所、兵庫六	務所	国内や海外における発生状況、
病連絡会議	甲農協、神戸市		まん延防止対策の実施状況 等
			2 管内における重大家畜伝染病対策
			発生予防対策、まん延防止対策、
			県や市における協力体制 等
阪神地域重大家	阪神北県民局、阪神南県	阪神農林振興事	1 重大家畜伝染病に関する情報交換
畜伝染病対策連	民センター、動物愛護セ	務所	国内や海外における発生状況、
絡協議会	ンター、姫路家畜保健衛		まん延防止対策の実施状況 等
	生所、兵庫六甲農協、尼		2 管内における重大家畜伝染病対策
	崎市、西宮市、芦屋市、		発生予防対策、まん延防止対策、
	伊丹市、宝塚市、川西		県や市における協力体制 等
	市、三田市、猪名川町		

協議会等の種類	構成	事務局	協議内容
東播磨地域重大	東播磨県民局、播磨東教	加古川農林水産	1 重大家畜伝染病に関する情報交換
家畜伝染病対策	育事務所、加古川流域土	 振興事務所	国内や海外における発生状況、
連絡協議会	地改良事務所、県立農業		まん延防止対策の実施状況 等
	高校、食肉衛生検査セン		2 管内における重大家畜伝染病対策
	ター、動物愛護センター		発生予防対策、まん延防止対策、
	三木支所、姫路家畜保健		県や市における協力体制 等
	衛生所、加古川警察署、		
	高砂警察署、明石市、加		
	古川市、高砂市、稲美		
	町、播磨町		
中播磨地域重大	中播磨県民センター、姫	姫路農林水産振	1 重大家畜伝染病に関する情報交換
家畜伝染病連絡	路家畜保健衛生所、兵庫	興事務所	国内や海外における発生状況、
協議会	西農協、姫路市、神河		まん延防止対策の実施状況等
	町、市川町、福崎町		2 管内における重大家畜伝染病対策
			発生予防対策、まん延防止対策、
			県や市における協力体制 等
北播磨地域重大	北播磨県民局、食肉衛生	加東農林振興事	1 重大家畜伝染病に関する情報交換
家畜伝染病対策	検査センター、動物愛護	務所	国内や海外における発生状況、
連絡協議会	センター三木支所、姫路		まん延防止対策の実施状況等
	家畜保健衛生所、みのり		2 管内における重大家畜伝染病対策
	農協、兵庫みらい農協、		発生予防対策、まん延防止対策、
	西脇市、三木市、小野		県や市における協力体制 等
	市、加西市、加東市、多		
	可町		
西播磨地域重大	西播磨県民局、播磨西教	光都農林振興事	1 重大家畜伝染病に関する情報交換
家畜伝染病対策	育事務所、西播磨食肉衛	務所	国内や海外における発生状況、
連絡協議会	生検査所、動物愛護セン		まん延防止対策の実施状況等
	ター龍野支所、姫路家畜		2 管内における重大家畜伝染病対策
	保健衛生所、相生市、た		発生予防対策、まん延防止対策、
	つの市、赤穂市、宍粟		県や市における協力体制 等
	市、太子町、上郡町、佐		
	用町、揖龍保健衛生施設		
	事務組合、にしはりま環		
	境事務組合		
但馬地域重大家	但馬県民局、但馬食肉衛	豊岡農林水産振	1 重大家畜伝染病に関する情報交換
畜伝染病対策連	生検査所、動物愛護セン	興事務所	国内や海外における発生状況、
絡協議会	ター但馬支所、朝来家畜		まん延防止対策の実施状況等
	保健衛生所、北部農業技		2 管内における重大家畜伝染病対策

14=* A 65 0 15/17	144_15	+-24 D	1+=+-1
協議会等の種類	構成	事務局	協議内容
	術センター、県立コウノ		発生予防対策、まん延防止対策、
	トリの郷公園、但馬食鳥		県や市における協力体制 等
	協議会、たじま農協、県		
	酪農協、ハイクオリティ		
	ミルク農協、但馬家畜診		
	療所、豊岡市、養父市、		
	朝来市、香美町、新温泉		
	町、北但行政事務組合、		
	南但広域事務組合		
丹波地域重大家	丹波磨県民局、丹波教育	丹波農林振興事	1 重大家畜伝染病に関する情報交換
畜伝染病対策連	事務所、但馬食肉衛生検	務所	国内や海外における発生状況、
絡協議会	査所、動物愛護センター		まん延防止対策の実施状況等
	但馬支所、朝来家畜保健		2 管内における重大家畜伝染病対策
	衛生所、県酪農協、丹波		発生予防対策、まん延防止対策、
	ひかみ農協、丹波ささや		県や市における協力体制 等
	ま農協、丹波家畜診療		
	所、丹波市、丹波篠山市		
淡路地域重大家	淡路県民局、淡路教育事	洲本農林水産振	1 重大家畜伝染病に関する情報交換
畜伝染病連絡協	務所、淡路食肉衛生検査	興事務所	国内や海外における発生状況、
議会	所、動物愛護センター淡		まん延防止対策の実施状況等
	路支所、淡路家畜保健衛		2 管内における重大家畜伝染病対策
	生所、淡路市、洲本市、		発生予防対策、まん延防止対策、
	南あわじ市、洲本市・南		県や市における協力体制 等
	あわじ市衛生事務組合		

2 緊急対応に関する方針

- (1) 家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾病の感染確認時には、県は人員及び資材の融通、周辺農場における発生状況及び衛生管理の状況並びに野生動物における浸潤状況調査等の防疫措置の実施に係る相互連携、移動又は移出の制限、ワクチン接種時の生体等の広域移動、埋却地の確保等まん延防止対策に係る協議、その他疫学情報の共有、経営再開支援策に関する情報共有、その他疫学情報の共有、経営再開支援策に関する情報共有を行う。
- (2) 県は、周辺の家畜飼養農場に対し、当該疾病の発生確認に伴い設定される制限区域を中心に飼養衛生管理基準の遵守状況について適切に緊急点検を実施し、不十分と考えられる場合は、家畜伝染病予防法第34条の2に基づき、緊急の勧告又は命令を行う。

3 通常の家畜の飼養農場以外の場所への対応に関する方針

法で規定された家畜の飼養者は、飼養衛生管理基準を遵守する義務があることから、県は、 通常の家畜の飼養農場以外の場所(観光牧場、動物園、愛玩動物飼養施設等)についても定期 的・計画的指導を行う。

家畜伝染病の発生予防及びまん延防止のためには、衛生管理区域への必要のない者の立入りを制限することが重要である。しかしながら、観光牧場等は、動物の見学、ふれあい体験等を目的としており、立入りを制限することは困難であるため、可能な限り立入者の把握に努める(入園者の記録等)とともに、出入口における手指及び靴の消毒等、病原体の持ち込み及び持ち出しを防止するための規則をあらかじめ作成するよう指導する。